

下関市監査委員公表第14号
令和2年(2020年)4月21日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小野 雅弘
同 大賀 一慶
同 関谷 博博
同 亀田 博

記

1 監査の対象

部局等	監査対象課所室等
総合政策部	東京事務所
産業振興部	産業振興課、産業立地・就業支援課、市場流通課
教育委員会教育部	学校支援課、学校保健給食課、10小学校

2 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年12月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

令和2年2月1日から令和2年3月31日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

総合政策部 東京事務所	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
産業振興部 産業振興課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
産業振興部 産業立地・就業支援課	
	[指摘事項] (1) 市は下関市勤労福祉会館、下関市勤労青少年ホーム及び下関市勤労者総合福祉センターの使用料の徴収事務に関する業務を委託し、受託者は業務実績の報告書を毎月市に提出しているが、報告書には実際の収納額と一致しない不備や内訳（室の使用回数、時間帯、割り増しの適用等）が不明確である不足があり、所管課は不適当な報告書に基づいて業務の実績を検査していた。業務実績の報告として必要な内容を受託者に示し、適当な報告書を徴取のうえ、適正に検査されたい。
	[指摘事項] (2) 定期点検を委託した下関市豊浦勤労青少年ホームの消防用設備に、点検結果が「不良」の設備があったが、所管課は委託契約に定める点検結果に関する協議を受託者で行っておらず、修繕の必要性等を把握していなかった。施設の安全が損なわれないよう、適正に事務処理されたい。
	[意見] なし
産業振興部 市場流通課	
	[指摘事項] (1) 随意契約により委託契約を締結した唐戸市場建築物環境衛生管理業務の予定価格に疑義があった。 本件は、当初条件付き一般競争入札を行ったが、入札者がなかったことから随意契約により契約を締結したもので、随意契約に切り替えるにあたり、所管課は予定価格を競争入札時の約1.3倍に増額し、一者選定の見積り合わせにより相手方を決定した。入札の不調は金額的に条件を満たさなかったことが原因ではなく、また、仕様の変更もないため、予定価格を増額させる外的な要因はない。所管課への聞き取りによれば、前年度の契約業者も入札しないことから、対価が相応でない可能性に思い至り、積算をやり直した結果とのことで

	<p>あった。それらの経緯は伺書等に記載されておらず、積算の詳細を含め、増額の理由が不明確である。一者選定による随意契約は、より高い透明性が求められると思料する。疑義が生じることがないように、適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>教育委員会教育部 学校支援課</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 一の宮小学校排水柵内引抜き作業において、当該業務により発生する汚泥は産業廃棄物であるため、排出事業者である市は産業廃棄物の処理（運搬・処分）を委託する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に基づき、受託者と委託契約を書面により行わなければならないが、下関市契約規則第27条第1号を適用し、契約書の作成を省略していた。関係法令等に基づき適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>(1) 学校支援課が所管する学校教育施設（小学校、中学校）は、古い施設が多く、令和元年度の消防用設備等の定期点検（総合点検）において、計138件の設備で「不良」の指摘を受けている。</p> <p>点検結果報告書は、本庁管内分が令和元年10月31日に、教育支所管内分が令和元年10月17日に提出され、令和2年3月5日現在の修繕等の計画は53件を今年度中に、残り85件のうち68件を来年度中に改善予定であり、17件は現地確認が未了のため「未定」である。点検結果における指摘事項への対処を早期に行われたい。</p> <p>また、点検結果は教育長及び教育部長に報告されていなかった。情報の共有に努められ、安全管理を徹底されたい。</p>
<p>教育委員会教育部 学校保健給食課</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 随意契約により契約締結した南部学校給食共同調理場電子複写機賃貸借の仕様書等が不適當であった。</p> <p>同賃貸借の予定価格は4区分の単価（1月分の複写機賃借料、1月の使用枚数200枚まで、201枚から500枚まで、501枚以上の3段階での1枚あたりの単価）で構成されており、契約希望者はこれらの4区分の単価を見積書に記載しなければならないが、仕様書や関係する書類に4区分の単価で見積もる旨の指示はなく、書面上市が求める見積書を提出することは不可能な状態であった。</p> <p>契約を締結した業者がどのような方法で条件を満たすことができたかは不明であるが、必要不可欠な条件を仕様書等に記載せず、個別に知らせる方法では契約の公正性が損なわれるおそれがある。疑義が生じることがないように、適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 監査対象期間外の契約事務に関することではあるが、条件付き一般競争入札</p>

	<p>により長期継続契約を締結した中部学校給食共同調理場一体型印刷機賃貸借の仕様書の記載が不十分と思料された。</p> <p>同賃貸借に係る入札には、2業者が参加したが、入札額に4倍の開きがあった。市は予定価格を設定する際の参考として、機器が新品と中古品の場合の2通りの見積書を入力しているが、予定価格が低く設定されていることから、市は中古品が納入されることを想定し、また、契約した業者は中古品の納入を前提に入札したと思料する。仕様書に機器を新品に限定する旨の条件はなく、入札が不適正とは言えないが、市は2通りの見積書を参考にした際に、機器の新古が積算の条件になり得ることが推定できたはずである。2業者が新品と中古品のどちらを想定して入札したかを確定することはできないが、入札額の開きから、それぞれが別の条件で積算したと想像でき、そうであれば競争性が損なわれたことになる。また、本件では契約を締結した業者は、参考の見積書を提出した業者であり、入札までの前提が公平であるか疑義があった。仕様書の作成にあたっては、必要な事項の記載をもらさぬよう、適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>教育委員会教育部 10小学校</p>	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>

以上